

## 第2回ジェトロ環境社会配慮ガイドライン改定WG 会合次第

1. 日時：  
2013年2月28日（木）10：00～12：00
2. 場所：  
ジェトロ本部 6階H会議室
3. 次第：
  - 1) 事務連絡（事務局）
  - 2) ガイドライン第Ⅰ部の修正案精査
  - 3) ガイドライン第Ⅱ部の修正案精査
  - 4) 次回会合日程決定

以上

2013年2月28日

第2回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会ガイドライン改定WG会合出席者

(諮問委員)

<学識経験者>

原科 幸彦 千葉商科大学政策情報学部教授 (東京工業大学名誉教授)  
村山 武彦 東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授  
柳 憲一郎 明治大学法科大学院教授

<NGO 関係者>

松本 悟 メコン・ウォッチ顧問(法政大学国際文化学部准教授)

<産業界>

高梨 寿 社団法人 海外コンサルティング企業協会 専務理事

<政府機関>

田中 研一 国際協力機構 国際協力専門員

(ジェトロ)

総務部総務課長 仲條 一哉  
機械・環境産業部インフラ・プラント  
ビジネス支援課長 村上 義  
総務部環境社会配慮審査役 作本 直行

(事務局)

総務部主幹 佐々木 光  
総務部総務課長代理 浦辺 千鶴

以上

(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

# ジェトロ環境社会配慮ガイドライン

## (2013年改訂版)

書式変更: フォント: 26 pt

書式変更: 中央揃え

201~~3~~年~~10~~月~~00~~日

書式変更: インデント: 最初の行: 6  
字

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

書式変更: 中央揃え

(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

## 目次

書式変更: フォント: 18 pt, 太字

### 第I部 基本的事項

書式変更: フォント: 太字

1. 基本理念 4
2. 本ガイドラインの目的 4
3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲 2
4. 社会環境と人権への配慮 2-
5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保 2
6. ガイドラインの改訂について 3-
7. 用語の定義 3-

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

### 第II部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

書式変更: フォント: 太字

1. 基本的な考え方 5
2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮 5
3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援 6

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠組み、条約等の例 7

別紙1 解説: 企業の社会的責任(CSR)ー背景と基本的考え方ー 8

### 第III部 外部からの委託案件形成調査事業における環境社会配慮

書式変更: フォント: 太字

1. 案件形成等調査事業基本的な考え方 9-
2. その他の委託事業調査の手続き及び方法 11

書式変更: フォント: 太字

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

別紙1 貿易・投資促進事業において想定し得るリスクにとって参考となる国際的な枠組み、条約等の例

書式変更: フォント: 太字

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 3.5 字, 最初の行: -3.5 字

別紙2 申請書(個別案件票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領 13-

書式変更: フォント: 太字

書式変更: フォント: 10.5 pt, 太字

別紙3 調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領 15-1-

書式変更: フォント: 太字

書式変更: フォント: 太字, 蛍光ペン

書式変更: フォント: 太字

(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

## ジェットロ環境社会配慮ガイドライン

書式変更: フォント: 16 pt, 太字

書式変更: 中央揃え

### 第 I 部 基本的事項

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

書式変更: フォント: 12 pt

書式変更: フォント: 太字

#### 1. 基本理念

日本貿易振興機構(JETRO、以下「ジェットロ」)は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与を目的にすべく設立された独立行政法人であり、貿易・投資の振興及び開発途上国調査研究を実施する機関である。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

ジェットロは、その前身である日本貿易振興会が設立されてから、既に半世紀以上を経ている。国際社会に果たすその役割はますます拡大、多様化しつつある。この間、国際経済の急速なグローバル化、途上国経済の発展、いわゆる新興国経済の登場、国際的な民主化の流れ先進国から開発途上国へ経済成長の波が広がる一方で、世界人口の急増もあり環境問題等成長に伴う解決すべき課題も顕在化といった顕著な動きが現れた。他方、1950年代から60年代にかけて先進国の高度成長期に各国が経験した産業・都市型公害は、アジアNIES、ASEAN諸国、中国、インド等、開発途上国に成長の波が押し寄せる中で、これら途上国でも深刻な問題となってきた。80年代後半以降は、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、生態系のオゾン層の破壊等の地球規模の環境問題が顕著となり、このための国際協力が対応も共通の人類社会の大きな課題となりつつある。

こうした状況は、人々に開発行為への環境社会配慮の必要性を認識させる契機となつてきた。例えば、政府開発援助(ODA)に関しては、1985年にOECDの「開発援助プロジェクトおよびプログラムの環境アセスメントに関する閣僚理事会勧告」が出され、多国間援助機関や、主要な二国間援助機関は、環境社会配慮ガイドラインの策定と運用を行ってきた。が環境社会配慮ガイドラインの作成と運用を行っており、最近では、環境面だけでなく、社会面への配慮が特に重視されるようになってきた。このような動きは、今日では輸出信用機関や民間金融機関等にも及び、国際金融公社(IFC)のパフォーマンス基準や民間銀行の赤道原則として国際ルール化が制定し、され定着していつつある。

また、グローバル化が急速に進行する中で、企業の行動が環境や社会に与える影響への懸念も高まり、OECDは多国籍企業ガイドライン、国連はグローバル・コンパクト、国内では日本経済団体連合会が企業行動憲章の改定等をそれぞれ行ってきた。企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)がISOに組み入れられることになり、企業

による環境保護への積極的取り組みが多く分野で見られることになった強く問われる時代となっている。OECDは多国籍企業ガイドライン、国連がグローバルコンパクトを策定し、国内では日本経済団体連合会が企業行動憲章をCSRの観点から改定した。

ジェトロは、201107年4月より開始された第32期中期計画(201107年～20140年)の「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」の中で、時代の要請を受け業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響に対する回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記している。

このような背景の中でから、官民連携して、我が国の貿易・投資及び経済協力の促進を通じて、持続可能な社会づくりへ貢献をすることが、公的機関としてのジェトロの責務であるという基本理念をここに明確にする。ジェトロの環境社会配慮に果たす役割が重要になりつつあり、このためには、環境と社会に配慮した業務運営を確実に実施するための具体的な責務とその手続きを定めることが必要である。

## 2. 本ガイドラインの目的

このガイドラインは、ジェトロがその事業を通じて、持続可能な社会づくりへ貢献するため、対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。このため、本ガイドライン第I部は総論、第II部はジェトロの貿易・投資促進事業については第II部で、第III部は外部からの委託案件形成調査事業における環境社会配慮については第III部で、それぞれ具体的なガイドラインを取りまとめるものとする。

### 3.3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

環境社会配慮の範囲(スコープ)にとしては、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた人間の健康と安全、及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)、並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症が含まれるものとする。また、これらには、放射性物質による環境影響を含むものとする。

書式変更：フォント：太字

書式変更：インデント：最初の行：1字

書式変更：インデント：最初の行：1字、段落前で改ページしない

書式変更：段落前で改ページしない

書式変更：フォント：太字

書式変更：インデント：最初の行：1字

検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響としては、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含むこと、また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

#### 4. 社会環境と人権への配慮

書式変更: フォント: 太字

環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の実情に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてジェトロが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

ジェトロは、事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、子ども、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にある者もの人権について特に配慮する。

#### 5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保

書式変更: フォント: 太字

ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「環境社会配慮諮問委員会(以下「諮問委員会」)」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

ジェトロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業(貿易・投資促進事業及び外部からの委託案件形成調査事業)の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し等について、専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックス等などの文書で受け付ける。✖

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字, 段落前で改ページしない

(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

ジェトロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査役(以下「環境社会配慮審査役」)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

## 6. ガイドラインの改定について

書式変更: フォント: 太字

本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後、10年以内に包括的な検討を行って、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、我が国政府、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

書式変更: インデント: 最初の行: 1字

## 7. 用語の定義

書式変更: フォント: 太字

(1)「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等自然への影響、非自発的移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。

(2)「貿易・投資促進事業」とは、ジェトロ事業での基幹事業であるが、(1)中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援として行う輸出促進、海外進出・在外日系企業支援、海外ビジネス情報提、(2)対日投資促進、および(3)アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等としての調査・研究、途上国のビジネス開発支援等、情報発信が含まれるジェトロの基幹事業である。、対日投資の促進、輸出促進や進出日系企業のビジネス環境改善等を通じた中小企業等の支援、開発途上国との貿易取引拡大、及びそれらを効果的に実施するための海外ビジネス、政治・経済情報等の収集、調査・研究、収集・蓄積した情報の発信・提供、日々の貿易投資相談等、「案件形成調査」事業以外の事業のことをいう。

(3)「案件形成調査」とは次の段階に予定されるフィージビリティ調査等の対象となるプロジェクトのシーズを発掘するために行う調査である。「ジェトロ案件形成調査」とは、ジェトロが経済産業省等からの受託事業として実施する案件形成調査のことをいう。

具体的には、「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業(一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)」、「石油資源開発等支援調査」の2事業で実施される案件形成調査を指す。



(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

(4) 「フィージビリティ調査」とは、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するもので、通常はプロジェクトが、社会的、技術的、経済的、財務的、さらには環境面から見て、実行可能であるか否かを客観的に証明しようとする調査のことをいう<sup>4</sup>。

~~『国際協力用語集』東京：国際開発ジャーナル社、2004年、を参照した。~~

書式変更: フォントの色: 赤

(5) 「ステークホルダー」とは、広義にはジェットロ事業に関係を有する、あるいはジェットロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェットロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。ただし、ジェットロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定さ

+

れる個人や団体(非正規居住者を含む)及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動しているNGOを含む)のことをいう。

(6) 「スクリーニング」とは、ジェットロ案件形成調査の個々の提案案件について、その事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮の必要性について判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、対象案件を環境社会影響があると考えられるものと、明らかに影響がないと考えられるものの2種類にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う<sup>5</sup>。そして、明らかに影響がないと考えられるものを除く全案件を環境社会配慮の対象とする。

(7) 本ガイドラインにおける「幅広い洗い出し」とは、ジェットロ案件形成調査の次の段階で行う環境アセスメントのスクーピングの準備として、当該案件が事業化される際に環境社会配慮が適切に行われるために必要<sup>6</sup>と現時点で想定される調査項目を選定することをいう。

5

~~1国際開発ジャーナル社、『国際協力用語集』(東京：国際開発ジャーナル社、2004年)、を参照した。~~

書式変更: フォント: (英) MS 明朝, (日) MS 明朝, (特殊) Century

(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

## 第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

### 1. 基本的な考え方

書式変更: フォント: 太字

(1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上

今日、世界の多くの企業は、経済、環境、社会という企業活動に係る3つの側面(いわゆる

書式変更: インデント: 最初の行: 1  
字

ゆる「トリプルボトムライン」)を総合的に捉え経営を行うことで、企業の社会的価値の向上、ひいては長期的な競争力の確保に結び付けるという見地から、新たな取り組みに着手している。その背景には、それぞれの国や社会のあり方を反映しつつも世界的に共通して企業の社会的責任(CSR)が強く問われるという、時代の要請がある。

。別紙1、「解説: 企業の社会的責任(CSR)背景と基本的考え方」を参照。

公的部門に属しつつも、その事業の性格から民間企業と日常的な接触を持つジェトロの役割は、一方で自らが事業主体となる貿易・投資促進事業の環境社会影響に適切な配慮を行うことで組織としての社会的価値を高めることに加えて、民間企業による環境社会配慮、さらにはCSR活動を支援することで、持続可能な社会の実現に寄与することである。

(2) 情報公開とステークホルダーとのコミュニケーション

一般的に環境社会配慮の信頼性、あるいは企業のCSR活動の信頼性を支える最も重要な要素は、積極的な情報の公開とステークホルダーとの対話、コミュニケーションである。ジェトロは、自らの事業に関する情報公開、ステークホルダーとの対話、コミュニケーションを積極的に進めると共に、その業務を通じ民間企業にも同様の取り組みを働きかけていく。

書式変更: インデント: 最初の行: 1  
字

### 2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮

書式変更: フォント: 太字

ジェトロはその貿易・投資促進事業の多様な業務を実施する過程で、環境や社会に対し事業主体として種々の影響を及ぼす可能性がある。ジェトロはこのような貿易・投資促進事業遂行上生じ得る環境社会影響を検討し、関連する各国の法令(慣習法や慣習的権利を含む)や国際規範(各種の国際的な協定や条約等)、さらには持続可能な社会に向け世界で取り組まれている各種の実践事例(グッドプラクティス)等を踏まえながら、その事業を企画、実施していく。

書式変更: フォント: 太字

書式変更: インデント: 最初の行: 1  
字

具体的には別表のとおり、貿易・投資促進事業をその性質により、「我が国中小企業等の輸出促進(Outbound)」、「我が国中小企業等の海外進出支援(Outbound)」、「開発

(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

途上国との貿易取引の拡大等(Inbound)」、「対日投資の促進(Inbound)」の4つに分類し、それぞれの事業が有する環境社会影響の可能性を把握・認識し、関連する各国の法令や国際規範に則り、また世界で取り組まれている実践事例を参考としつつ、事業に取り組んでいく。<sup>6</sup>

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字, 段落前で改ページしない

書式変更: 段落前で改ページしない

書式変更: フォント: 太字

書式変更: フォント: 太字

### 3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援

#### (1) 環境社会配慮に関する情報の提供と助言

ジェトロは、環境社会配慮に係る情報、すなわち各国の法令、国際規範(各種の国際的な協定、条約等)、そして各種の実践事例<sup>3</sup>に関する情報を収集・蓄積し、この情報をその業務を通じて海外とりわけ開発途上国の進出日系企業に提供し、我が国企業のCSR活動、環境社会配慮を支援する。また、この情報を活用し、開発途上国の現地企業・民間団体、公的機関のCSR活動、環境社会配慮の支援にも努める<sup>2</sup>。

書式変更: インデント: 最初の行: 1.5 字

<sup>3</sup>参考資料—なお、CSRの実践事例については、「環境社会配慮・CSRに係る実践事例」を参照。

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: インデント: 最初の行: 1.5 字

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

さらに、内外の企業から企業進出に関する相談を受けた場合には、税制や最低賃金等、進出先における経営面での制度情報の提供に留まらず、地域の企業市民として受け入れられるよう、環境社会配慮の視点からの助言も行う。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

#### (2) サプライチェーンへの配慮 途上国におけるビジネス開発支援等への配慮 (要修文)

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

開発途上国の産業育成、特に貿易や投資を通じて地域の開発、成長を支援するという

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

<sup>2</sup>企業の社会的責任(CSR)の重要性が強調される背景としては、次の諸点が指摘できる。まず、1990年代以降急速に進行したグローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力などを調達し、世界全体でその製品を販売する多くの世界企業(多国籍企業)を生み出しているが、これらの企業の行動が社会や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せている。そして、巨大な世界企業の多くが自らのブランドを賭けて幅広くCSR活動に注力し始めているのも、このような社会の流れの中、経済、環境、社会のいわゆるトリプルボトムラインを総合的に捉え経営を行うことで、これを企業の社会的価値ひいては長期的競争力の向上に結び付けるという立場からの企業戦略である。一方、例えば欧州委員会およびEU加盟各国政府においては、財政上の制約もあり、域内あるいは国内の大企業に対し、法令遵守を超えた社会的貢献を求める動きが顕著になってきている。ジェトロが、自らの業務についてCSRの考え方も踏まえて環境社会配慮を行うのは、このような企業を取り巻く環境の変化に沿うためである。

書式変更: フォント: 9 pt

(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

ジェトロの事業では、現地の製品の日本市場での販路を開拓し、当該分野の輸出拡大を図るため、現地の産品を発掘し、これを日本の市場に合うようにどのように改善すれば良いかを指導するマーケティングの支援を実施している。このような事業においては、例えばその製品の原料や部材の調達段階で生じ得る環境社会上の問題とこれへの対処にも注意を向ける必要がある。また、近年多くの企業によって採用されるようになったサプライチェーン・マネジメントについては、現地調達先に関する適切な情報を提供することで、日系企業の環境社会配慮を支援する。

(3) 実践事例の普及・啓蒙

CSR活動とは、具体的には別紙「解説: 企業の社会的責任(CSR)—背景と基本的考え方」に示されているように、法令遵守はもとより、事業に密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策・生態系保全を含めた環境保護、労働環境改善、社会的弱者への配慮、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらにメセナ活動やフィランソロフィー等、と多岐に及ぶものである。ジェトロはその業務を通じ、企業が取り組む様々なCSR活動に協力し、支援していくが、海外とりわけ開発途上国における実践事例の普及・啓蒙に取り組んでいく。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

＜貿易・投資促進事業において想定し得るリスクと関係する国際的な枠

書式変更: フォント: 太字

書式変更: 標準, 段落前で改ページしない

書式変更: フォント: 14 pt, 太字

組み、条約等の例＞ (別紙1)

解説: 企業の社会的責任(CSR)—背景と基本的考え方

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: 標準

1. 企業がCSRを重視する背景

企業の社会的責任(CSR)の重要性が強調される背景としては、次の諸点が指摘できる。まず、1990年代以降急速に進行したグローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力などを調達し、世界全体でその製品を販売する多くの世界企業(多国籍企業)を生み出しているが、これらの企業の行動が社会や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せている。そして、巨大な世界企業の多くが自らのブランドを賭けて幅広くCSR活動に注力し始めているのも、このような社会の流れの中、経済、環境、社会のいわゆるトリプルボトムラインを総合的に捉え経営を行うことで、これを企業の社会的価値ひいては長期的競争力の向上に結び付けるという立場からの企業戦略である。一方、例えば欧州委員会およびEU加盟各国政府においては、財政上の制約もあり、域内あるいは国内の大企業に対し、法令遵守を超えた社会的貢献を求め動きが顕著になってきている。ジェトロが、自らの業務についてCSRの考え方も踏まえて環境社会配慮を行うのは、このような企業を取り巻く環境の変化に沿うためである。

2. CSRの基本的考え方

(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

経済産業省(2004年)によれば、一般にCSRの基本的考え方は、次の6点に整理できる。  
①CSRは消費者、従業員、投資家、地域住民など様々なステークホルダーとの交流の中で実現される。②CSRは企業外とのコミュニケーションに留まらず、企業内における組織体制の構築なども含まれる。③法令遵守は当然にして行われなければならないものであり、これは企業の事業活動の基礎となる。CSRは、これに加え、事業と密接な関係を有する製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、さらに地域投資やメセナ活動、フィランソロフィー等、様々な活動に及ぶ。④CSRは国や地域の価値観、文化、経済、社会事情によって多様である。したがって、我が国には我が国のステークホルダーが求めるCSRがあり、地域には地域のステークホルダーが求めるCSRがある。さらに海外にはその地域のステークホルダーが求めるCSRがある。⑤このように、CSRの内容、取り組みは広範囲に及び、事業に密接に関係することから、企業の自主的・戦略的取り組みが重要である。⑥CSRの信頼性を支える取り組みで最も重要なものは情報開示と説明責任、ステークホルダーとの対話である。(経済産業省(2004年)「企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会-中間報告書」)9-

円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査ること。本調査の次の段階でEIAを行なう必要がある場合は、時期、期間、調査が16-  
必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。  
(4)プロジェクトの実現のために当該国(実施機関その他関連機関)が成すべき事柄  
本項目には、本プロジェクトの実現に向けて当該国において実施されるべき事柄を記述すること。

書式変更: 蛍光ペン

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

(別紙1)

書式変更: フォント: 10.5 pt

書式変更: 左揃え, 改ページ時 1 行残して段落を区切らない

(新・改訂案文)

書式変更: フォント: 12 pt, 太字

「貿易・投資促進事業において想定し得るリスクにとって参考となる国際的な枠組み、条約等の例」

書式変更: フォント: (英) MS Pゴシック, (日) MS Pゴシック, 12 pt, (特殊) Century

書式変更: フォント: 12 pt

書式変更: Default, インデント: 最初の行: 1 字

Outbound		Inbound		想定されるリスク	国際的な条約、枠組み等	
我が国中小企業等の輸出促進	我が国中小企業等の海外進出支援	開発途上国との貿易取引の拡大等	対日投資の促進			
○		○		①有害化学物質や農薬を含む製品の輸出入	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン	ロッテルダム条約、ストックホルム条約、IFCパフォーマンス基準、EU-RoHS指令、EU-REACH規則
○		○		②有害廃棄物の輸出入		バーゼル条約
○		○		③製品使用後の有害廃棄物発生		IFCパフォーマンス基準、EU-WEEE指令
	○	○		④事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出	IFCパフォーマンス基準	国連グローバルコンパクト、ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約
	○	○		⑤危険・有害物質の使用		多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (ILO)
	○	○		⑥強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体交渉権、最低賃金 など地元法律・国際基準によって認められた労働者の権利不履行		
	○	○		⑦雇用における差別		
	○	○		⑧危険、非衛生的な職場での雇用		
	○	○		⑨事業所、工場建設に当たっての環境社会影響評価の未実施		
	○	○		⑩用地取得に伴う非自発的な住民移転の発生		国連グローバルコンパクト
	○	○		⑪地域住民との自然資源利用の競合		
	○	○		⑫災害や事故、緊急時の対応の不徹底		
	○	○		⑬森林不法伐採、動植物の生育環境破壊、貴重動植物の商業利用、偶発的な外来種の移入		
	○			⑭汚職・腐敗・賄賂、不透明な金品の授受など	国連グローバルコンパクト、OECD多国籍企業ガイドライン、OECD外国公務員贈賄防止条約	
	○		○	⑮バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論がある ような技術、製品の流入	カルタヘナ議定書	
	○	○		⑯市民に対する環境情報の非開示、意思決定過程への不参加等	オーフス条約	